

令和元年度第1回 秋田県地域年金事業運営調整会議 議事録

令和元年7月24日（水） 13:30～16:15

於：ふきみ会館3階「鳳凰の間」



秋田年金事務所

<出席者>

- 1 秋田県地域年金事業運営調整会議委員11名、代理出席2名
「令和元年度第1回秋田県地域年金事業運営調整会議次第」参照
- 2 日本年金機構職員
会議出席者
 - ① 東北地域第二部長 1名
 - ② 地域代表年金事務所（盛岡年金事務所） 1名
 - ③ 県内各年金事務所長 4名
 - ④ 秋田年金事務所総務調整課 3名（事務局）
 - ⑤ 地域年金推進員 2名

- 1 開会 司会
- 2 日程・資料の確認 配付済みタイトル毎、司会者読み上げ確認
- 3 主催者あいさつ 秋田年金事務所長 茂内 勇人

本日はご多忙の中そして猛暑の中、令和元年度第1回秋田県地域年金事業運営調整会議にお集まりいただき誠にありがとうございます。委員の皆さまには、日頃から日本年金機構の公的年金事業運営につきまして、ご理解、ご協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

さて、この日曜日に参議院選挙がおこなわれました。秋田においてはイージスアショアが重要な争点となりましたが、全国的な世論調査では「年金について」が一番の関心事との報道がありました。これは先の金融庁審議会における老後に2,000万円足りないとした報告書が起点になっていると思います。今朝の秋田魁新聞でも共同通信社の調査の記事があり、「あなたは公的年金制度を信頼できますか」の問いに対して「信頼できない」が64.9%との結果でした。これまでの選挙でも何度か年金が争点になることがあり、その都度年金は破綻するんじゃないか、もらえないんじゃないか、などのネガティブキャンペーンが張られることが多かったわけですが、今回は少し違うのではないかと感じています。そもそも老後の保障について年金ですべての支出を賄うことは想定しておらず、老後生活の柱との位置づけであり、年金制度の安定と個人生活保障を混同した議論は疑問に思っています。制度の安定を図るために給付と負担のバランスを取ることでこれまでいくつかの改善が図られていますし、積立金も増加しております。どうか皆様にもご理解いただきまして、ご不安をお持ちの皆様は年金がもらえなくなることはないのご説明いただければ幸いです。

さてその制度の改正についてですが、ご承知のとおり、一昨年から年金受給資格期間が25年以上から10年以上に短縮となりました。このことにより期間が足りず年金の受け取りができなかった方も年金を受け取れる方が増えました。しかしながら、保険料を納めた期間が短期間のため、受け取る年金額は少額となります。この方々を含めまして、年金生活者支援給付金制度が創設されました。簡単に申し上げますと、一定の基準以下の老齢基礎年金等の受給者の生活を支援する、福祉的な給付措置として支給するものであります。この制度に該当する対象者は約900万人と見込んでおり、10月の法律施行で12月から支給が開始されます。年金生活者支援給付金は、年金給付事業における今年度の最重要取組事項の一つと考えておりまして、適切かつ万全の対応を実施するべく準備を進めているところでございます。

次に、マイナンバーを使用した情報連携の開始です。本年4月からマイナンバーによる市町村等あるいは雇用保険の関係で労働基準監督署との情報連携の試行運用を開始しており、今後は添付書類の省略などを本格的に開始する予定としています。具体的には、これまでお客様から年金請求書などに添付いただいていた住民票や所得証明書などの情報を市町村等か

ら取得することといたしまして、お客様から提出していただいていた添付書類を省略する予定となっています。

年金相談につきましては、予約制による窓口相談を実施しております。予約なしでお越しになると相当長い時間お待ちいただかなければいけないこともあります。予約については専用コールセンターで受付けしておりますので、皆様にも是非、年金相談の際は予約制をご利用いただきたいと思います。

日本年金機構は平成 27 年に発生した 125 万件の年金記録の情報流出により、厚生労働省から業務改善命令が出され、昨年度までの 3 年間に再生プロジェクトによる組織改革の集中取り組み期間と位置付けまして、重点的に取り組んで参りました。71 項目にわたる改革を実施して、一定の成果を上げたと認められたことで、今年度からは「未来づくり計画」をコンセプトとして「制度改革への責任ある対応」「事業の再構築」の取組を開始しており、後ほどご説明申し上げますが、事業は概ね順調に進んでいるところです。

最後をお願いことがあります。「ねんきんネットアクセスキー」の取得についてと、「わたしと年金エッセイ」への募集についてです。このことはまた後ほどお話をさせていただきます。

公的年金制度は国民一人ひとりの大切なものでございます。安心して年金を受給していただくよう、今後も私ども職員はお客様にとって身近で信頼される組織になるために業務を遂行して参ります。結びになりますが、本日の会議がどうか有意義なものとなりますよう、活発な意見交換を期待いたしまして、ご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

4 秋田県地域年金事業運営調整会議委員並びに出席者の確認

出席者の確認紹介。終了後、年金機構側出席者の紹介。

5 議事

議長確認

秋田県地域年金事業運営調整会議規程第 6 条第 4 項の規定に基づき委員長を議長とすることを確認。

(1) 平成 30 年度秋田県地域年金展開事業の事業結果

藤本議長 : 資料 1 の「1 地域連携事業から 3 年金委員活動支援事業」について
(秋田年金事務所 茂内勇人より説明)

藤本議長 : ここまでご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

小林委員 : 日頃より社会保険委員の委員会に対してご協力、ご支援いただきありがとうございます。「年金委員の委嘱拡大に向けた取組」の中の、職

域型の秋田が8名増となっているが、増えた方の情報がまだ連合会事務局に届いていないようだ。これは委員会への情報提供を差し控えているのか、今後いただけるものなのかお尋ねしたい。

中川副所長：早急に精査して連携をとらせていただきたい。

小林委員：今他の地区でも減少傾向にある。少しでも増やしていただけてありがたいと思う。早めにいただければこちらでも委員会への勧奨等行いたいと思うのでよろしくお願いしたい。

鎌田委員：地域型年金委員について、28名減で30年度末は107名となっている。厚労省からある一定の数字目標が示されているとのことだが、どのような数字が示されているのか。

茂内所長：厚労省から通知があり、今後取組方針として3年間の目標が定められている。年金機構発足当初、全国で職域型年金委員が123,000人、地域型年金委員が6,100人おり、これを目指すということで数字が示されている。秋田県で何人というのはまだきていないが、全国で何人というのは出ているので、その割合を秋田県に当てはめて委嘱拡大を図っていくことになる。

渡邊委員：先月、年金受給者協会の本部の総会があり、その中で地域型の年金委員会を設置している県は全国で秋田、福島、埼玉、千葉、新潟の5県しかないという話を聞いた。水島理事長が来賓でご挨拶されていたが、ぜひ委員会を各県に設置するようにして、全国的な数字で6,000人までに回復したいとの話があった。秋田県としては数字を伸ばさなければいけない状況にはあるが、まずはきちんと委員会を設置して動いているということは、全国的に見てもすばらしいことと思って聞いてきた。ぜひ私どもの立場としても、地域型年金委員の委嘱について努力していきたいと思っている。

淡路委員：地域型年金委員のご心配の発言があったので会長として状況を簡単に申し上げますと、当初は国民年金委員ということで、旧社会保険庁が国民年金保険料を徴収していた時に始まりがある。国が直接徴収するようになってから各市町村における国民年金委員に役割が変わったという経緯がある。もともとの国民年金委員の方々が、年金機構が発足した時に意思を確認しながら地域型年金委員に移行しているため、高齢化等により人

数が減っているが、会を預かる者としては危機的な状況とは見ていない。今後、内容的に委員の役割をしっかりと検証しながら、質的に高めていかないといけない。ではどうするのかということだが、今一番弱いところは市町村との連携がないということ。組織的な立ち位置もあるが、年金機構を中心に市町村の年金担当との関わりを構築していかなければいけない。人数を増やすには様々な取組みがあるが、まずは市町村との連携を深めたい。元市町村で国民年金を担当されていた方をスカウトして、実際に委員になっていただいた方が二人おり、その方々は各自治体で様々な職種を経験されている有識者であるため、組織を支えてくれている。人数の増ももちろん大事だが、併せて質的に年金制度を支えていく組織にしないといけないと思っている。この会に参加されている皆様方におかれても、ぜひ関係者の方に声をかけていただきたい。

藤本議長 : 年金委員の活動支援ということでご意見がありましたが、他の点でもご意見ありましたらお願いします。

中川委員 : 地域型の委員の強化ということで話があったが、こちらとしても協力できる点があれば協力していく。年金事務所から依頼されていることに関してもできる範囲で協力している。

佐藤(徳)委員 : 県としてはなかなか年金事務に直接的な関わりがないが、PR等できる点があればこれからは積極的にしていきたい。

藤本議長 : 他に特にご意見等がなければ次の説明に移らせていただきます。
資料1の「4 年金セミナー事業から 6 年金セミナー王まで」について
(秋田年金事務所 茂内勇人より説明)

淡路委員 : 年金セミナーアンケートの結果ということで、15 ページについて伺いたい。講義後の印象が良かったという評価があるが、一方で主な感想を読んでもみると、セミナーを行った後でも辛辣な意見が出ている。これについて今後どのように生かしていくのか。説明の仕方なのか年金制度に対する不信感なのか、終わった後の事務所としての対応についてお聞かせ願いたい。

中川副所長 : 10 個載せた感想のうち 2 個が辛辣な意見のため、パーセンテージが多いように見えるが、これは敢えて載せている。実際の生徒さんの反応はグラフのようなパーセンテージになっている。100%の生徒さんに「と

てもよい」「まあよい」の評価をいただけるようにしたいが、どの学校でも 100%は達成できていない。また、その学校で年金セミナーをやったら終わりということではなくて、継続的に行っていくということを主眼に毎年アプローチしている。そして、アンケートでお答えできるご質問に対しては担当の先生を通して生徒さんに回答をお伝えしている。

淡路委員 : 茂内所長の方からも冒頭でお話があった 2,000 万円不足の問題について。もちろん行政という立場からして政治に巻き込まれる必要はないが、今後セミナーはあくまで年金制度がどうなのかということではいかないと年金で全ての老後の生活が賄えるという誤解が生じる。自助努力あつての年金だということを前提にもっていかないと、今後、認識にずれが生じるのではないかと懸念している。

櫻田委員 : アンケート結果だが、こういった辛辣な感想は当然出てくると思う。大人であっても子どもであっても、肯定的な見方もあれば否定的な見方もある。まして高校生であればテレビで負のイメージがあるようなニュースが出るとそれをストレートに受けてしまうこともあるので、こういった意見が少なからずあるのは想定内のことではないかと思う。全体で見ると講義のあとにイメージが悪いというのが 0.6%と小さいものとなっているので、セミナーを実施することの意義は大きいととらえている。

吉田委員 : 今回の参院選の前後、弊社も含めて各社世論調査を行っている。さきほど茂内所長のお話でもあったとおり、年金に対する関心が世代を問わず高かったということで、こちらの感想にある「年金のもとを取るために長生きしろと言われているようで、年金制度は必要ないと考えた」という意見は、若い世代の一つの代表的な意見なのではないかと今回の世論調査の結果も含めて感じているところである。今後のセミナーで、どういう形でこの結果を生かしていくかということではないかと思う。全体としてはセミナーの前後で数値上は結果が出ている。こうした意見が誤解に基づく意見だとすれば、誤解を解いていくために今後セミナーの中身により磨きをかけて進歩していけばいいのではないかと感じている。

藤本議長 : 地域年金推進員の境さんと佐々木さん、関連して何かありましたらお願いします。

境推進員 : 先ほど、2,000 万円問題のご意見をいただいたが、実は似たようなことはもう学生さんにお話ししている。金融庁は 65 歳から 30 年間で

2,000万円足りないとしていたが、私は20年で計算して一千数百万円足りないということはずっと説明していた。自助努力もあって、年金を受け取りながら生活していくということに、悪いイメージはあまりないように思う。年金の良いところ、悪いところをフラットにお伝えするという事で多くの学生さんからいい評価をいただいていると思っている。ただその反面、悪い部分を見てしまってそれが気になる学生さんもあると思う。私はフラットに話すという立場でやっているが、今の学生さんは自分の学生時代よりもお金に関する関心が高いように感じている。きちんとお話をすれば分かってもらえるという印象を受けている。いろいろなご意見をセミナーに反映させながらやっているの、どんどん良くなってきているというのをご承知いただければと思う。

佐々木推進員：年金セミナーのアンケート結果から意見を述べさせていただきたい。年金セミナーを実施したのちに、アンケートという形でご協力いただいている。いろいろな感想をいただいた中で、辛辣な意見だとか制度に不安があるという感想をお持ちの生徒さんには、可能であれば直接訪問するなり文書なりで説明させていただくことで、ご意見に対するフォローになると思う。授業の枠内でということになるが、誤っている、偏っているという点があると気づいた場合にフォローすることが、一人ひとりの理解に基づく対応なのではないかと感じている。

藤本議長：年金セミナー王の取組みについて、盛岡年金事務所の大隅さん、関連してご発言いただけますか。

大隅課長：「年金セミナー王」は全国15地域で予選会を行い、そこで選ばれた方が本部で決定戦を行うというもので、昨年度から本格的に行っているものであるが、職員のプレゼンスキルの向上とセミナー用の資料の充実が目的となっている。通常の研修資料は本部から展開されているものを使っているが、セミナー王での資料は示されているものを使ってもいいし、一から自由に資料を作ってもよいという形なので、いろいろな発想、観点でセミナー王を通して提示されている。

また、今は高校生を中心にセミナーを展開しているが、さらに中学生や小学生、保護者や教職員にもということで、セミナーの対象となる方の拡充にも取り組むとの方針が示されており、資料のバリエーションを増やしていく必要もある。

今年度についても、昨年度同様に地域予選会をして本選というスケジュールは示されている。東北北三県は盛岡に各事務所の代表が集まってい

ただいて予選会を開催する取組みを進めている。せっかく集まる機会なので、意見交換会の時間も設けている。

杉山委員：年金セミナー王の話を興味深く聞いた。審査員は誰がやるのか。

大隅課長：昨年度は各県の代表事務所の所長と私と4人で審査員をした。

杉山委員：優勝したチームのセミナーを見ることはできるか。

大隅課長：録画した動画があり、こういった場で皆様にお見せしている県もある。

杉山委員：優勝したチームはやはり他とは違うのか。

大隅課長：本選でやったものを実際のセミナーでやれるかどうかというのはあるが工夫はあったと思う。優勝したのは熊本西年金事務所だが、「アリとキリギリス」の話をモチーフにしながらそこに年金制度を絡めた内容であった。

杉山委員：我々の業務で直接セミナーをやるということはないが、社会保険労務士会として、スキルの高い説明の仕方というのは非常に参考になるのではないかと思う。労務士会で研修会をやる時に動画を流したいので、その節はご協力願いたい。

（休 憩）

藤本議長：資料1の「7 秋田県地域年金事業運営調整会議から9「わたしと年金」エッセイ」について
（秋田年金事務所 茂内勇人より説明）

藤本議長：ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

中田委員：年金セミナーに関連して、アンケート結果が、毎年講義前と講義後で大きく変わっているということで、非常に効果のあるものだった。実施校も30年度は10校増えたということで、皆さんがそれぞれの立場で頑張っていることを確認できたということは大変心強く思う。引き続

きこれを推進していただきたい。

「さがけこども新聞」に掲載の相談をしたようだが、もし掲載されれば一定の効果が得られるのではないかと思う。難易度を落としつつ正しい知識を身に着けていただくということは難しいことだと思うが、あきらめずにまた相談をしてぜひ掲載にこぎつけられればよいと思う。

佐藤(太)委員：年金の予約相談やねんきんネットの周知については、会報やホームページの方で協力させていただきたいので、具体的な依頼をいただければと思う。他にメールマガジンという方法もあるので情報をいただきたい。

長澤委員：資料 1 の 20 ページに年金セミナーの PTA 関係の話が出ていたが、年金セミナーを実施して上がった評価を継続するためにも、親御さんも参加したセミナーを検討してはどうかという話がある。親御さんの制度理解も欠かせない考えるので、今後の開催についての参考としていただきたい。

エッセイについては、各県とも苦勞しているようである。東北厚生局でもホームページにアップすることを検討しており早期掲載を予定している。

また、厚生労働省は、今年度、年金局の若手職員と学生さんとの意見交換と討論を行う「年金対話集会」を全国 6 大学で開催する。東北では山形県の東北公益文科大学で 7 月 30 日に行うことになっており、今後の制度を検討していく上での材料とすることとしている。

さらに、今年 4 月 19 日には「年金ポータル」というサイトが厚生労働省本省の中に立ち上がった。年金制度を探そうとしたときに、非常に分かりにくいというものを、シンプルにして分かりやすくし、何を探したいかというところをクリックしていくことで知りたいところに案内するというサイト。アクセス数がまだ少ないということもあるが、シンプルで利用しやすいサイトなので、委員の皆様方にも是非ご覧いただきたい。

藤本議長：「年金ポータル」、「年金対話集会」と新しい取組みのご紹介をいただきました。ぜひ関心を持って情報収集をしていただきたいと思います。

吉田委員：「さがけこども新聞」についてだが、前回この会議の場で私の方からご提案させていただいたが、今回力になれず申し訳なく思う。2 か月くらい前にお電話をいただき、N I E という担当部署からすぐに連絡してもらったが、やはり子ども向けのため、テーマがやわらかいものでないと難しいとの判断だったようだ。こういう形で伝えたいという機構の思い

と、どうやって媒体に載せて子ども向けに分かりやすく提示するのか、というところがマッチングしなかったのかもしれない。例えば、簡単な企画書のようなものでも早めにいただければと思う。諦めずに何度も押し付けてくださればと思う。

藤本議長 : 資料１の「１０ 各年金事務所の取組状況」について
(秋田：中川比呂巳 鷹巣：石川圭一 大曲：佐藤進
本荘：小畑吉之より説明)

淡路委員 : 28 ページの鷹巣年金事務所についてお聞きしたい。年間を通して、事業所の閉鎖に伴う離職予定者を対象に制度説明及び相談を実施しているが、この内容についてお聞きしたい。また、7 ページにアシストハローワークという用語があるが、この事業の趣旨をお聞きしたい。

石川所長 : 通常ハローワークでの離職者説明会はそれぞれのハローワークで行われているところだが、事業所閉鎖等で、ある一定数の従業員がいらっしゃるところでは、個別にハローワークと連携して離職者説明会を行っている。説明の内容としては、厚生年金から国民年金に切り替わるということで当然保険料納付の話にもなるが、離職者については特例の免除制度があるので、免除申請の手続きの説明が主な内容となる。
アシストハローワークというのは、通常の説明会とは別に事業所で開催をするもの。

淡路委員 : アシストハローワークの例としては事業所の閉鎖に伴うものが一つだと思うが、その他にもあるのか。

石川所長 : 現状では事業所閉鎖以外ではハローワークからの依頼は受けていない。

淡路委員 : アシストハローワークというのは年金機構で使っている用語なのか、ハローワークの方で使っている用語なのか。

石川所長 : ハローワークで使っている用語。

中川委員 : 今の説明に付け加えると、会社倒産で解散する場合、通常社会保険から国民健康保険に切り替えるとか、あるいは厚生年金から国民年金に切り替えるとかの手続きは、通常個人が年金事務所に行き行うのだが、一度に大量離職する場合、従業員の方が直接年金事務所なり市役所なり

に足を運ぶことなく行政側から各制度や必要な書類についての説明を合同で行うことをハローワークで企画し、年金事務所はハローワークの依頼に基づいて説明を行っている。

(2) 令和元年度地域年金展開事業 事業計画

藤本議長 : 資料2、3について

(資料3について秋田年金事務所 茂内勇人より説明、資料2について中川比呂巳より説明)

藤本議長 : ご意見のある委員、お願いします。

杉山委員 : 我々は成年後見人の事業も行っていて、成年後見の話を研修会等で聞いたが、年金が大きく絡んでくる。現在、成年後見を積極的にやっているのは司法書士会と行政書士会。これらの成年後見を担当している人たちにとっては、年金は分からない部分も多いように思われる。彼らをターゲットにしてセミナーなり研修なりを行うのも価値があるのではないかなと思う。そのようなアプローチがあっても面白いのではないかなという感覚がある。

佐藤(徳)委員 : 大変基本的なところの質問で申し訳ないが、資料3-①の3ページの表の読み方を教えていただきたい。秋田県の場合は全額免除割合が44.4%ということは、第一号被保険者のうちの44.4%が全額免除。仮に、100人いたとすれば44人が全額免除で、残りの56人のうち納付しているのが76.8%という理解でよいかな。

茂内所長 : 概ねそういうことになるが、全額免除以外に4分の1、2分の1、4分の3という一部免除の制度もあり、こちらも含めていただければ納付率に反映するので正確な数字ではない。

佐藤(徳)委員 : 納付率の76.8%というのは結構高い数字かと思うが、一方で全額免除が44.4%もあるというのも、とても高く感じる。全額免除というのは学生の他は生活保護を受給している、あるいは生活が困窮している方々ととらえてよろしいかな。

茂内所長 : そのとおり。これは申請免除といって、申請していただいて、困窮している方々に対して免除する制度だが、法定免除というのもあり、障害年金を受給されている方や生活保護をもらっている方など、法律的に免除

になる方もいる。

佐藤(徳)委員 : 76.8%といいながらも、全体から見れば 4 割くらいしか納めていないということになる。

茂内所長 : 厚生年金の場合は免除等がなく、国民年金だけの話になるので、厚生年金を含めると免除の割合はこれほど高くないが、国民年金は自営業、農業、あるいは会社を退職された方なので。会社を退職された方は特例免除といってそれまで収入があっても次の6月までは免除される制度があるので高くなってしまう。

藤本議長 : 令和元年度の事業計画、ただいまの納付状況、どちらでも結構ですのでご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

鎌田委員 : 資料 3-②「受給権者内訳」で受給者数 465,629 人、総支給額 4,142 億円とあるが、この数字というのは各市町村の理事者に周知されているか。

茂内所長 : こちらから理事者に対してのお願い事があり、各市町村の数字をお見せしながら年金コミュニティへのご協力をいただきたいということで、秋田年金事務所では 8 月にまわる予定。もうまわった事務所もある。

鎌田委員 : 資料 3-①の国民年金保険料の納付状況だが、毎年上がっていて、ここ数年秋田県を含む年金機構全体の頑張りが見受けられ、参考になった。

藤本議長 : 何か他に意見はありますか。
では議題 2 については、ご確認、ご了解いただいたということでよろしいか。

(3) その他

藤本議長 : 議題 3 のその他について、事務局の方から何かありますか。

中川副所長 : 先ほどから何度かこの会議の委員さんの拡大の話をさせていただいており、今回の会議には委嘱が間に合わなかったが、次回の会議から秋田県商工会連合会から総務部総務課長の方に委員として内諾をいただいている。委嘱予定日は 8 月となっている。

藤本議長 ：何かご質問やご意見はございますか。特にならなければ、議事はこれで終了させていただきます。

6 議事終了 議長解任

7 本部あいさつ 東北地域第二部長 佐々木英信

本日は各委員の皆様にご多忙のところご出席をいただきました。誠にありがとうございました。藤本委員長のスムーズな進行のもと、各委員の皆様方のご協力もございまして、滞りなく会議が終了という運びとなりました。全委員さんからの様々な角度からのご発言をいただき、非常に有意義な会議になったことについて、改めてお礼申し上げます。

本日皆様方からいただきましたご意見につきましては、日本年金機構本部、秋田県内の各事務所において共有いたしまして、今後の地域年金展開事業を推進するにあたっての礎にして参りたいと考えております。従来から申し上げておりますように、公的年金制度の安定的かつ恒常的な発展のため、地域や企業の皆様に対し、正しい知識や情報を適時、的確に伝えることが日本年金機構として重要な取組みであると認識しております。これらの実現にあたりましては、本日ご参集の委員の皆様方はじめ地域の関係団体のご協力が必要不可欠でございます。引き続き地域における支援ネットワークの再構築に取り組ましまして、地域、教育、企業などそれぞれのお立場からのご意見やご提案を賜りながら、国民の皆様方の年金制度に対する理解を深め、制度加入や年金保険料の納付に結び付けていけるよう努めて参りたいと考えております。

今後とも当機構の業務運営にご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

8 閉会 司会

※次回は令和2年1月開催予定